

令和3年5月24日
Ver.2021.05.24

市原中央高等学校
生徒 保護者 様

校 長 日 高 学
(公 印 省 略)

コロナウイルス感染防止について (お願い)

万緑の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、本校教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度の教員（非常勤講師）のコロナウイルス感染につきまして、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。皆様にもご協力を賜りながら、マスクの着用、三密の回避等をはじめ、感染防止について、全校をあげて取り組んでいただけたに、生徒たちに範を示すべき者が、再三の指導にもかかわらず、感染対策の基本事項遵守を怠り、事態の深刻化を招いたことは誠に遺憾であります。今後一層、感染防止を徹底し、安全で安心な学校づくりに努めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、文部科学省及び千葉県教育委員会の指針やガイドラインを踏まえ、これまでお願いしてきた本校の感染防止や対応について、改めてここにお示しいたします。お子様が自分自身を守り、感染拡大防止を図るためにも、下記の点について遺漏なきようお願い申し上げます。

記

1 家庭における健康状態の確認 *ICHの防止対策その1=自己管理で防止する

登校前に、各家庭で検温、体調チェックを行い、登校前にWeb アンケートで健康観察結果を学校に報告する。(市原中央通信Web アンケートによる)

- (1) 朝の検温の結果、平熱を 1.0 度以上超える熱があった
 - (2) くしゃみ、鼻水、咳などの風邪症状がある
 - (3) 味覚・臭覚異常、倦怠感、息苦しさ(呼吸困難)などのコロナ特有の症状がある
 - (4) 本人または同居する方が、感染している診断があった、あるいは濃厚接触者と判断された。
- を尋ねています。毎朝チェックし、自分で登校できるか判断するアンケートです。

2 登校しない・させない条件等(厳守事項) *ICHの防止対策その2=条件を満たさない者は登校しない、させない

- (1) Web アンケート (1) ～ (4) に該当する場合は、**絶対に登校しない、させないでください。**
- (2) 「**感染が心配で登校させることが不安である**」場合は担任をとおしてご相談ください。校長により合理的理由があると判断された場合(*1)、出席停止扱いとなる場合があります。
- (3) 本人または同居する方が、感染している診断があった、あるいは濃厚接触者と判断された場合は、**守秘義務は守りますので必ず学校にご連絡ください。**

(*1)合理的理由：生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段が無い場合などが合理的な理由となります。(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～2021.4.28 Ver.6 から)

以下、マスクの着用、三密の回避、手洗いの励行（厳守）が基本です

3 登下校時 *ICHの防止対策その3＝マスク着用と手指消毒厳守＋換気

- (1) マスクを着けていないとスクールバスに乗っていただけません。
- (2) 携行品 ハンカチ、ティッシュ、予備マスク、ビニール小袋（マスク入れ）
- (3) スクールバス乗車時の注意
 - ア 乗車時に備え付けのアルコールで必ず手指を消毒する
 - イ できる限り距離を保った着席を心掛け、乗車中の会話は慎む
 - ウ 換気のため窓を開けてあるので、窓の開閉は行わず、カーテンは束ねたままにしておく

4 学校生活 *ICHの防止対策その4＝常時マスク着用＋まめな手洗いと消毒

- (1) 石鹸による手洗いとアルコールによる手指消毒の徹底（まめに行ってください）(*2)
 - (2) 咳エチケットを守り、率先して教室の換気に努める
 - (3) 常に身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス）を図る
 - (4) トイレ内は換気を心掛け、フタを閉めてから水を流す
- (*2)手指用アルコール消毒剤は、石鹸を用いた流水での手洗いの補助的なものと理解してください。第一は手洗いです。

5 学校生活2（昼食時） *ICHの防止対策その5＝自席で黙食

昼食は自席で黙食とします。場所を移動したり、対面やサークルで食事を摂ったりすることは厳禁です。

6 学校で(登校時を含む)生徒の発熱や風邪症状等を確認した場合

- (1) 保護者へ連絡し、速やかに帰宅してもらいます。

スクールバスでの下校はさせられません。必ず保護者の方に迎えに来ていただくことになります。迎えが困難な場合は、タクシー利用（保護者負担）で帰宅していただきます。
- (2) 帰宅するまでの間、他との接触を避けて、指定場所で待機していただきます。
- (3) 症状がなくなり、「登校しない・させない条件」が解消するまで自宅で休養していただくことになります。

基礎疾患があり、学校生活に不安や戸惑いがある場合は、養護教諭に直接ご相談ください。